



Japan Association of Arbitrators

日本仲裁人協会会報

Japan Association of Arbitrators Bulletin

（社）日本仲裁人協会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館内
TEL 03(3580)9870 FAX 03(3580)9899 <http://arbitrators.jp/>

第8号
2011年8月

仲裁・ADR とガバナンス

日本スポーツ仲裁機構代表理事・日本 ADR 協会代表理事 道垣内 正 人

1. はじめに

仲裁・ADR とガバナンスという本稿の表題は、仲裁・ADR 機関そのもののグッド・ガバナンスの確立と、ある組織の内部紛争の解決を第三者である仲裁・ADR 機関に委ねることによる当該組織のガバナンスの強化との2つを意味している（以下、仲裁・ADR は単に ADR といい、文脈により仲裁を含む場合と含まない場合とがある）。

日本スポーツ仲裁機構（JSAA）は、スポーツ界に対して、組織運営上のガバナンスの確立の必要を説き、その一環として、内部紛争の解決を第三者機関に委ねることの重要性を主張してきた。また、そのためには、わが身を振り返り、JSAA 自身のグッド・ガバナンスの確立にも注力してきたつもりである。さらに、昨年設立された日本 ADR 協会（JADRA）は、まさに ADR 機関のグッド・ガバナンスの確立をその目的のひとつとしている。

以下では、JSAA 及び JADRA について、その設立目的と活動を紹介しつつ、上記の2つの意味でのガバナンスとのかかわりについて触れていくこととする。

2. 日本スポーツ仲裁機構（JSAA）

(1) 設立

JSAA は、2003 年 4 月 7 日に産声をあげた。この日は、「鉄腕アトム」の誕生日とされる日で、「小さいけれど力持ち」を目指す JSAA にとってふさわしい船出であった。当初の予算額は約 1000 万円で、事務局は午後のみオープンという小さな体制でのスタートでありながら、立ち向かうのは、先輩・後輩の理不尽な関係が支配しがちな巨大なスポーツ界であり、そこには、競技者と団体との間のいわば内部紛争を外部の第三者が解決することを歓迎しない人々も多く存在していた。紛争処理をアウトソーシングすることは競技団体のガバナンスの健全化に繋がるとの説得はなかなか受け容れられないという状況であった。

そもそもスポーツ界の側からスポーツ紛争解決制度を作る必要があることが公式に提言されたの

は、1998年1月の「我が国におけるアンチ・ドーピング体制について」と題する日本オリンピック委員会（JOC）と日本体育協会（日体協）を中心とする協議会の報告書においてであった。これは、世界的なドーピングに対する規制強化の動きに対応して、日本でもアンチ・ドーピングの中心となる組織を設立して規制を強めていくべきことを提言するとともに、それに伴って発生することが予想されるドーピング検査結果に基づく出場停止等の処分の当否をめぐる争いを解決する第三者機関としての仲裁機関の設立を勧告するものであった。

これを受け、1999年12月、JOCに「スポーツ仲裁研究会」が設置され、具体的な検討が行われた。そして、1984年に国際オリンピック委員会（IOC）が「スポーツ仲裁裁判所」（Court of Arbitration for Sport : CAS）を設置し、ドーピング紛争のみならず、多くのスポーツ紛争の解決を手がけていることを参考として、日本での仕組み作りが議論され、日本商事仲裁協会の商事仲裁規則などを参考に、日本にふさわしいと考えられるスポーツ仲裁規則案が起草された。

(2) 行政訴訟型の仲裁と自動受諾

上記の経緯から分かるように、当初のスポーツ界の関心はアンチ・ドーピング強化に伴う紛争の処理にあり、それ以外の紛争について外部機関にその処理を委ねるという発想はなかった。しかし、JSAAとしては、第三者機関として、スポーツ界のグッド・ガバナンスの確立に貢献できると考え、その方面での活動に重点を置いてきた。実際、これまでにドーピング紛争仲裁は2件のみであり（同一事件であるので実質は1件）、アスリートが競技団体に対して、代表選手選考、懲戒処分などの決定の取消しを求めた案件についての仲裁判断は13件を数えている。

ちなみに、JSAAには3つのタイプの紛争に対して、それぞれ別の仲裁規則が存在する。

第1は、いわば「行政訴訟型」のスポーツ紛争を対象とする「スポーツ仲裁規則」である。これは、競技者が申立人となって競技団体に対してその決定の取消し等を求める仲裁である（申立料金は5万円）。競技団体は、オリンピックその他の競技大会への派遣選手の選考や、その前段階としての強化指定選手の選考、さらには規則違反を理由とする懲戒処分などを行っているところ、その決定に競技者が不服を抱くことがある。しかし、上下関係を厳しく捉える団体役員がいれば、見直しの要求は容易には通らず、だからといって裁判所に提訴しても、そもそも「法律上の争訟」（裁判所法3条1項）でないとされて訴え却下に終わってしまう可能性が大きい。仮に提訴できたとしても、時間がかかってしまうと競技会も競技人生も終わってしまう。そこで、これを迅速に解決する仲裁が必要となる。

競技団体の決定が争われる案件のうち、少なくない割合のものは競技団体のガバナンスに起因するものであり、そのような場合には、このタイプの仲裁はガバナンスのあり方の適否が実質的な対象となり、その是正を促すことになる。もっとも、仲裁である以上、当事者間に仲裁合意があることが必要であるところ、紛争発生後の仲裁合意は成立しにくく、また、競技団体が仲裁に応ずるかどうか分からないようでは、競技者も仲裁申立てをためらうことになってしまう。そこで、競技団体がその決定に対して競技者から取消し等を求める申立てがあれば常に応諾する旨の「自動受諾条項」を予め採択しておくことが競技者の保護のためには必要であり、また、予防的効果として、そのような手続の存在が競技団体の決定手続の適正化を促すことになると考えられる。本稿のテーマであるガバナンスの観点からは、自動受諾条項の採択が競技団体に広がっていくことが望ましいのであ

るが、現状は、上記の3団体とその加盟・準加盟団体に限っても47%程度しか自動受託条項を採択していない。

なお、本来であれば、草の根レベルのスポーツにおける競技者と団体との間の紛争も対象とすべきところであるが、JSAAの人的・財政的能力から処理可能な案件数には上限があり、現時点では、JOC・日体協・日本障害者スポーツ協会・各都道府県体育協会とその加盟・準加盟・傘下の団体に対する仲裁申立てだけがこの仲裁規則の対象となっている。

ちなみに、ガバナンスの問題とは直接関連しないが、JSAAには、上記の規則とは別に第2・第3のタイプの紛争、すなわち、「民事訴訟型」の紛争と「刑事訴訟型」の紛争に対応する仲裁規則もある。前者は、「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」であり、当事者に限定はなく、スポーツに関する紛争であれば申立ての対象となる。これは、スポーツ・ビジネス紛争を念頭に置いた規則であり、申立料金・管理料金は日本商事仲裁協会と同額の設定となっている（実績はゼロ）。また、後者は、「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」であり、ドーピング検査の結果、クロ判定となり、日本ドーピング防止規則に基づいて設置された規律パネルから制裁の決定を受けた場合に競技者が申し立てるケースを典型例とする紛争を対象としている（申立料金は5万円）（実績は上記のとおり2件）。制裁処分が甘いと判断された場合には、世界アンチ・ドーピング機構や国際競技連盟も仲裁申立てをすることができる点で刑事手続に類似しており（相手方は競技者）、ドーピング規則違反に対しては世界が目光らせているという状況にある。

(3) JSAAのガバナンス

2007年4月に「裁判外紛争解決制度の利用の促進に関する法律」（ADR法）が施行され、民間紛争解決手続を業として行う者からの申請に基づき、法務大臣が一定の要件を備えていると認めるときは、その業務を認証するという制度がスタートした。JSAAは、それまで仲裁だけを扱ってきたが、この法律に定める要件を意識して制度設計をし、2006年10月に「特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則」を施行した。そして、申請受付の初日に申請を行い、2007年7月に第1号として法務大臣認証を受け、「かいけつサポート」と名乗ることができようになった。

この認証を受けることとした第一の理由は、認証によってスポーツ界において一層の信頼を獲得できるのではないかと考えたことにあるが、これに加え、この認証がJSAAの組織運営の適正性を確保することに繋がると考えたからである。例えば、競技生活における大問題である案件を適正かつ迅速に解決してもらいたいという競技者の期待に応えるべきJSAAの事務処理にいささかでも不適切な点があってはならず、仮に一度でも不祥事が発生すれば、スポーツ仲裁という仕組み自体が致命的なダメージを受けるであろう。

JSAAのグッド・ガバナンスを維持し、日常業務についてのコンプライアンスを確保する仕組みとして、ADR法に基づく認証は費用対効果において有効な方法である（ちなみに認証を受けるための申請費用は145,000円）。たとえば、ADR法14条は、調停手続を実施する契約の締結に先立ち、当事者に手続に関する重要事項を記載した書面を交付して説明しなければならない旨定めている。このため、JSAAは調停規則の流れに沿って概略説明書を作成するとともに、事務局として手続の各段階で何をすべきかについてのマニュアルを作成した。これらの作成自体が事務局員にとって運営上の重要事項の把握に役立ったことは明らかであり、また、これによって遺漏なき手続進行の確保が継続

的に確保されることになったと考えている。また、ADR法20条による継続的な報告書の作成、同法21条による立入検査等は、継続的なグッド・ガバナンスの確保につながると思われる。

ちなみに、スポーツ紛争の中にも調停に向いているものがあり、この規則の存在はそれなりに役立っており、実際、コーチの雇用問題等3件の案件で和解が成立している。

3. 日本ADR協会（JADRA）

2010年9月に設立されたJADRAは、ADRに関する制度のあり方の検討や研究が大きな事業目的であり、たとえば2011年度は、ADR法の見直しに向けたアンケートや調査・研究を精力的に行うこととなっているが（同法は2012年4月に附則2条に定める見直し時期となる）、もうひとつの大きな事業として、ADR従事者、特に事務局員等に対する研修事業、ADRに関する業務を行う団体への利用者からの苦情の処理に係る事業など、ADRに対する社会の理解と信頼を醸成し、ADR及びそれを支える制度の健全な振興を図ることを掲げている。

ADR機関のグッド・ガバナンスのためには、上述のように、ADR法に基づく法務大臣認証を受けることが有効である。したがって、JADRAとしては、認証を受けていない団体に対しては認証を受けることを促すことになるであろうが、認証要件を満たすだけでは不十分である。JSAAを通じた経験に鑑みると、最初の問い合わせの電話等の連絡に対応する最前線の事務職員の研修が極めて大切である。また、モンスター相談者もいる以上、彼らの心のケアも必要である。このような窓口業務の健全化はADR機関の運営責任者の重要な責務であり、そのためにはADR機関のガバナンスの強化が不可欠である。

4. おわり

冒頭に掲げた2つの意味での「仲裁・ADRとガバナンス」のうち、ADR機関のガバナンスの問題はすべてのADR機関に共通する課題であるが、ADRを通じたガバナンスの確立は、JSAAのような特殊なものにしか当てはまらないであろう。その特殊性は、JSAAが「特別権力関係」にある競技団体と競技者との間で、後者が前者の決定の取消し等を求めるタイプの紛争を対象としているところに起因している。

そして、そのようなADRの効用に鑑み、2011年6月24日に公布されたスポーツ基本法にはスポーツ仲裁・調停に係る事項が盛り込まれた。すなわち、5条3項は、「スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。」と、また、15条は、「国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。」と定めている。これらの規定により、この法律の施行後は、たとえばスポーツ紛争についてのJSAAのもとでの仲裁に自動受諾することを国から競技団体への補助金交付条件にするといったことも考えられ、そうなれば、JSAAにとって新たな時代の到来となる。この法律のもとで、競技団体のガバナンスが向上していくことを期待する。

2011 年度総会の報告

事務局長 出井直樹

2011年3月1日（仲裁の日）に、2011年度の総会が弁護士会館17階で行なわれた。

総会に先立ち、廣田尚久会員から、「紛争解決学の出発点と現在の到達点」との題で記念講演をいただいた。廣田会員は、仲裁人協会設立当時から協会の運営に関与されていたが、設立前からADR、さらには紛争解決全般に関する研究と実践を積み重ねておられた。記念講演では、人が紛争にどう向き合うかというところから出発し、行為規範、社会規範、裁判規範とは別の「紛争解決規範」というものがあるのではないかという問題意識を踏まえて、独自の「紛争解決学」という領域・体系を研究され、また実践された過程が紹介された。また、最終提案仲裁（いわゆる「野球式仲裁」に近いもの）の実際の使用例なども実例に即して示され、大変興味深い講演となった。

総会では、2010年度の事業報告、決算報告、2011年度の事業計画、予算が上程され承認されたほか、理事・監事の改選、定款変更（常務理事の人数を10名から12名に増加）が決議された。予算については、2011年度単年度赤字予算を組むこととなり、一部会員から若干の懸念も表明されたが、繰越金も1000万円以上あることから、活動活性化のため、承認された。このほか、各部会報告、環太平洋法律化協会（IPBA）との共催イベントの準備状況の報告、調停実務上の諸問題研究会、国際家事調停PT、国際法曹協会（IBA）証拠規則翻訳プロジェクト等の報告、アジア仲裁・ADR法研究会の立ち上げの報告等について意見交換が行なわれた。

また、当協会の前理事長である澤田壽夫常任顧問を、当協会の発展と仲裁・ADRの研究と実務への多大な貢献を踏まえて、当協会の名誉会員（常任顧問職は従前どおり）に推すことが提案され、満場一致で承認された。決議後、澤田常任顧問から当協会に対する激励とともに受諾のお言葉をいただいた。

今回の役員改選で、11人の新理事を迎えた。総会直後、新たに選任された理事の中から、理事長、常務理事が互選により選任された。理事長には谷口安平会員が再選され、さまざまな課題はあるが、引き続き当協会の発展に尽くしたい旨ご挨拶があった。

最後に、森徹会員（元当協会事務局次長、2011年3月末まで日本弁護士連合会事務次長）が、4月から事務局代行に就任することが報告された。1年以内に現事務局長から引き継ぐ予定であることもあわせて報告された。

総会の後、例年どおり、日比谷公園内の日比谷パレスで会員懇親会が開催された。別件で来日中の国際商業会議所（ICC）仲裁裁判所のJason A. Fry事務局長も懇親会に参加され、にぎやかな会となった。

仲裁の日記念行事セミナーご報告

「紛争解決学の出発点と現在の到達点」

研修部会 落合孝文

2011年3月1日、2011年度の総会に先立ち、弁護士会館17階1701会議室において、17時15分から18時30分までの1時間15分、「紛争解決学の出発点と現在の到達点」をテーマとして、元法政大学大学院教授の廣田尚久弁護士をご講師とする仲裁の日記念行事セミナーが行われました。

廣田尚久弁護士には、紛争解決学の出発点として、法の機能、紛争解決規範の定義、紛争解決規範の類型、紛争解決学の定義、紛争解決学の体系についてお話をいただきました上で、紛争解決学の現在の到達点としての付帯条件付き最終提案調停・仲裁や、今後の課題及び展望についてもお話しをいただきました。セミナーでは、廣田弁護士が関与された案件を含めた具体的事例を用いてのご説明が行なわれるなど、法科大学院での90分×30回の講義のエッセンスが凝縮された、大変興味深い内容となっております。

なお、当日は、上記の東京会場だけでなく大阪会場（大阪弁護士会館7階701会議室）からもTV会議システムによりご参加いただくなど多数の出席者に恵まれました。

研究部会の活動について

研究部会 穴戸一樹

1. 研究事業

研究部会では、2010年度の研究事業として、ほぼ月一回の頻度で研究会が開催され、「事業再生ADRについて」、「労働委員会制度の現状と課題」、「調停における実務上の諸問題研究・活動と研究例のご報告」、「(1) ケースマネジメントの方法 (2) ADR 手続における相手方の応諾確保について」、「仲裁人候補者名簿の効用について」という、我が国における仲裁・ADRの手続に関連するテーマについて、理論的・実務的観点から活発な検討が行われました。

また、「ICC 国際仲裁裁判所とその機能」、「ICC 仲裁の現在～仲裁規則改正作業からの考察～」、「GLOBAL ARBITRAL INSTITUTIONS: CI Arb and ICC」というテーマについて、グローバルな仲裁手続に関する報告・検討がなされました。

2011年度は、本年注目されるであろう地デジADRの他、国際家事調停、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）投資協定仲裁ルール等の各種テーマについて、引き続き活発な議論・研究がなされることが期待されています。

2. 部会活動

研究部会では、当協会の設立趣意の一つである「仲裁及びADRの普及・啓発を図る」という目的を実現するための活動の一環として、当協会の研究の成果を「仲裁・ADR フォーラム (Arbitration & ADR Forum)」との表題の下で継続雑誌として出版しており、2010年度において、第2号以降の研究成果を取りまとめた「仲裁・ADR フォーラム 第3号」が出版されました。

研修部会の活動について

研修部会 酒井ひとみ・落合孝文

1. 2010年度研修事業

(1) 仲裁人研修講座

2010年6月、仲裁普及活動も兼ねて、裁判外紛争解決手段の一つである仲裁の特徴について、国際仲裁手続の具体例を踏まえた解説を行う仲裁入門講座（無料）を開催いたしました。同講座には、

若手弁護士、企業の法務部員を中心に100名を大きく超えるお申込がありました。

また、2010年7月～2011年1月、次の2部構成で仲裁人研修講座（関東）を開催いたしました。

①仲裁法の基礎を習得する「仲裁手続研修講座」（講師全4回・受講者13名）、

②国際民事紛争処理、途上国でのビジネス・投資における国際商事仲裁の意義、仲裁手続の進行及び終了、並びに模擬仲裁ビデオを用いた仲裁手続のフロー及び実務上の留意点の解説を行う「仲裁人研修講座（実践編）」（全6回・受講者12名）。

(2) 調停人研修講座

2010年7月に調停人養成講座の基礎編を実施し、9月に同講座の中級編を実施しました。いずれも連休を利用した3日間の連続開催となりましたが、全国から約15名の受講者にご参加いただき、ワーク等を中心に、実際の調停・紛争解決に役に立つスキルの研修を行いました。

2. 2010年度部会活動

(1) 「調停実務上の諸問題の研究」関連

2009年度に引き続き、調停手続で遭遇する実務上の諸問題について、議論状況と考え方について取りまとめる作業を行いました。同研究の成果は、2010年7月及び9月の研究講座に、中間発表として報告しました。

(2) 検定委員会

2010年度は計1回（関東関西合同）開催し、検定委員の選任及び再任を行なった上で、検定規則・検定制度改正に関する議論等を行いました。また、2011年度も引き続き、研修・検定制度改正について継続審議する方針が決定されました。

2010年2月、上記仲裁人研修に関する講座（関東）全ての単位取得者を対象に、仲裁人検定試験を実施致しました（普通会員4名が合格）。

3. 今後の活動

仲裁人研修・検定試験については、より充実した制度を目指し検討作業を行います。本年度の仲裁入門講座は2011年7月に実施予定です。

調停人研修については、2011年9月に調停人養成講座の基礎編、10月に同講座の中級編を3日間の連続開催で実施予定です。

関西支部便り

日本仲裁人協会関西支部 事務局長 小林和弘

関西支部では、従来、年約3回、日本商事仲裁協会（JCAA）大阪事務所及び大阪商工会議所と共催で、無料の国際商事仲裁セミナーを開催し、国際商事仲裁について啓蒙活動を行ってきました。その結果か、日本商事仲裁協会大阪事務所での仲裁件数が増加しているとの報告を受けています。本年度も、3月に、「中国・インド関係の商取引紛争解決のための国際仲裁 アジア諸仲裁機関利用の実務的ガイダンス」を開催して、企業の方に関心の高い中国・インド企業との取引に関する仲裁についてのセミナーを行いました。

しかしながら、今回は、若干趣を変えて、国際的な子の奪取の民事面に関する条約、いわゆるハーグ条約への日本の加入も視野に入れて、国際家事ADRプロジェクトチームを設置し、国際家事ADRに関するシンポジウムを開催することになりました。国際取引に関する紛争解決の分野においては、残念ながら、関西の法曹が関与する機会は、東京に比べてかなり少ないものの、国際的な家事事件に関しては、それ程大きな差が生じていないこともあり、大阪弁護士会でも、国際委員会の中にハーグ条約問題検討プロジェクトチームを発足して検討を開始し、2月には、日弁連、内閣総理大臣、内閣官房長官、法務大臣、外務大臣、衆議院議長及び参議院議長に対し、意見書を提出したり、3月には、シンポジウムを開催したりしています。このように、関西の法曹界においては、ハーグ条約に大きな関心が寄せられていますので、大阪弁護士会と共催で、「ハーグ条約の批准と国際的な面接交渉」（仮称）シンポジウムを8月26日（金）に開催することを予定しております。多くの方にご参加いただければと思っております。

社団法人日本仲裁人協会の歩み

2010年6月以降

2010年

- 6月10日: 仲裁入門講座
6月16日: 事務局会議
6月29日: 研究部会研究講座「ICC仲裁の現在 ～仲裁規則改正作業からの考察～」
報告者: 早川吉尚会員(立教大学法学部教授、弁護士、当協会理事)
7月7日: 第2回常務理事会
7月17日～7月19日: 調停人養成講座(基礎編)(関東)
7月21日～7月28日: 仲裁手続研修講座(関東・全4講)
7月27日: 研究部会研究講座「調停における実務上の諸問題 研究・活動と研究例のご報告」
報告者: 入江秀晃会員(九州大学大学院法学研究院准教授、当協会理事)、出井直樹会員(弁護士、大東文化大学法科大学院教授、当協会理事・事務局長)、田沼浩会員(司法書士、駒澤大学講師)
8月30日: 国際商事仲裁セミナー「国際仲裁条項のドラフティング Do & Don't」(一般社団法人日本商事仲裁協会大阪事務所、大阪商工会議所、当協会関西支部共催)
9月6日: 第3回常務理事会
9月14日: 事務局会議
9月18日～9月20日: 調停人養成講座(中級編)(関東)
9月25日: 研究部会研究講座「(1) ケースマネージメントの方法、(2) ADR手続における相手方の応諾確保について」
報告者: (1) 安藤信明会員(司法書士、当協会理事)、(2) 和田直人会員(静岡大学大学院法務研究科准教授)
9月22日～11月24日: 仲裁人実務研修講座(関西・全10講)
10月21日: 研究部会研究講座「仲裁人候補者名簿の効用について」
報告者: 松元俊夫会員(社団法人日本海運集会所アドヴァイザー、当協会常務理事)
11月18日: 事務局会議
11月11日～2011年1月20日: 仲裁人研修講座(実践編)(関東・全6講)
11月15日: 研究部会研究講座「GLOBAL ARBITRAL INSTITUTIONS: CIArb and ICC」
報告者: HARRIET YOSHIDA LEWIS会員(外国法事務弁護士)、KIM KIT OW氏(Regional Director, ICC Arbitration and ADR, Asia, ICC International Court of Arbitration and ICC Dispute Resolution Services)

- 11月24日: 第2回理事会
12月1日: 国際商事仲裁セミナー「中国・ベトナムとの間の国際商事仲裁・訴訟の到達点」(一般社団法人日本商事仲裁協会大阪事務所、大阪商工会議所、当協会関西支部共催)

2011年

- 1月18日: 事務局会議
1月24日: 研究部会研究講座「国際家事調停制度の構築に向けて」
報告者: 鈴木五十三会員(弁護士、当協会国際家事調停プロジェクトチーム座長)、大谷美紀子会員(弁護士、同メンバー)
2月7日: 第1回理事会
2月18日: 研究部会研究講座「仲裁と証言録取手続」
報告者: 土井悦生氏(フォーリー・ロードナー法律事務所、パートナー弁護士)、早川吉尚会員(立教大学法学部教授、弁護士、当協会理事)
2月22日、24日: 仲裁人検定試験(関東)
3月1日: 仲裁の日記念行事セミナー「紛争解決学の出発点と現在の到達点」
講師: 廣田尚久会員(弁護士、元大東文化大学環境創造学部教授、学部長、元法政大学法科大学院教授)
2011年度通常総会、第2回理事会、第1回常務理事会
3月17日: 国際商事仲裁セミナー「中国・インド関係の商取引紛争解決のための国際仲裁～アジア諸仲裁機関利用の実務的ガイダンス」(一般社団法人日本商事仲裁協会大阪事務所、Herbert Smith LLP、大阪商工会議所、当協会関西支部共催)
4月26日: 研究部会研究講座「ベトナムにおける仲裁—法令と実務」
報告者: Chau Huy Quang氏(ベトナム弁護士、LCT Lawyersホーチミン・シティ事務所パートナー)
研究部会研究講座「UNCITRALにおける投資協定仲裁手続の透明性基準作成作業について」
報告者: 濱本正太郎氏(京都大学大学院法学研究科教授、UNCITRAL第二作業部会日本政府代表)
4月8日、13日: 仲裁人検定試験(関西)
5月11日: 研究部会研究講座「仲裁法における強行規定の範囲」
報告者: 小川和茂氏(立教大学・法政大学講師)
5月13日: 事務局会議、第2回常務理事会